

蕨市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蕨市（以下「市」という。）が学生に対して行うインターンシップに関する基本的な事項について定め、市における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 市における就業体験の機会を提供するために、市が学生を受け入れる制度をいう。
- (2) 実習 インターンシップにおいて、市が学生に対して行う職場体験学習をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等学校等をいう。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学等に在学する学生で、市長が認めるものとする。

(受入期間及び実習時間)

第4条 インターンシップの受入期間は、2週間を超えない範囲内で、市長が必要と認める期間とする。

- 2 インターンシップの実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(受入申込手続等)

第5条 インターンシップを希望する大学等は、インターンシップの実習先として希望する部署と実習期間等を調整した後、市長に対して、蕨市インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、学生の受入れの可否を決定し、蕨市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により大学等に通知するものとする。
- 3 市は、前項の規定により学生の受入れを決定したときは、大学等とインターンシップの受入れの内容等を定めた蕨市インターンシップに関する覚書（様式第3号）

を締結するものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第6条 市は、前条第2項の規定により受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対し、職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、インターンシップに係る報酬、交通費等についてこれを支給しない。

(服務)

第7条 実習生は、実習に専念し、法令、条例、市の規則及び市の機関の定める規程等を遵守するとともに、職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

4 実習生は、疾病その他やむを得ない理由により実習を欠席するときは、実習開始時刻前に受入部署に連絡しなければならない。

5 実習生は、市に対して誓約書（様式第4号）を事前に提出しなければならない。

(費用)

第8条 市は、インターンシップに要する費用を徴収しない。

(賠償責任等)

第9条 大学等及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等及び実習生は、前項の規定により傷害保険及び損害賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は、市又は第三者に対して連帯してその損害を賠償する責任を負わなければならない。

(実習の中止)

第10条 市は、実習生が、第7条の規定に違反した場合及び市の業務に支障を来すと認めた場合には、直ちに実習を中止することができる。この場合において、市は、実習生及び大学等にその旨を通知するものとする。

(報告)

第11条 実習生は、実習期間終了後、1月以内に蕨市インターンシップ体験報告書（様式第5号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第12条 この要綱は、市が学生の資格取得のために行う実地研修等で、市長が認めるものについては、適用しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。